

## 地球温暖化対策の主要3施策について

平成22年12月28日  
地球温暖化問題に関する閣僚委員会

(これまでの我が国の取組)

我が国は、地球温暖化問題の解決を正面から捉え、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に1990年比で温室効果ガス排出量を2020年までに25%削減するという目標を提案した。国内的には地球温暖化対策基本法案を提出するとともに、エネルギー基本計画では、2030年に1990年比でエネルギー起源のCO<sub>2</sub>を30%程度(一人当たりのCO<sub>2</sub>排出量に換算すると1990年の9t程度を2030年の6t程度へ削減することに相当する)もしくはそれ以上削減する見通しを示した。

(COP16における対応と今後の国際交渉の方向性)

我が国は、地球温暖化問題の解決に自ら率先して取り組む姿勢を明らかにし、これを背景にカンクンで開催されたCOP16においても、地球温暖化対策基本法案の提出を紹介しつつ、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築をぶれることなく主張し、世界をリードすることができた。世界の信頼を得て国際交渉を行うためには国内対策を強力に推進することが必要であり、国民各層の理解と協力を得ながら高いレベルで地球温暖化問題を解決するモデルを世界に先駆けて打ち立てていかねばならない。

(グリーン・イノベーションによる地球温暖化問題の解決)

このためには、内外の状況変化に応じて柔軟かつ戦略的に、関連する政策を再構築しながら、我が国の持つ世界最高水準の環境・エネルギー技術を強化し、グリーン・イノベーションを加速することが鍵になる。技術革新こそ「環境・エネルギー・成長に関する勝利の方程式の解」であり、こうした基本認識の下、主要3施策を含む地球温暖化対策を、今後、以下のとおり展開する。

### ○地球温暖化対策のための税の導入

(基本的考え方)

エネルギー基本計画において、我が国の温室効果ガス排出量の約9割を占めるエネルギー起源CO<sub>2</sub>を2030年に1990年比30%程度もしくはそれ以上削減することを見込んでいる状況に鑑み、税制による地球温暖化対策を強化し、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度に「地球温暖化対策のための税」を導入する。

(具体的な制度設計)

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とする。

#### (配慮事項)

このように「広く薄く」負担を求めることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保する。また、導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設ける。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施する。

### ○再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度

#### (基本的考え方)

再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度に関しては、再生可能エネルギーの導入拡大によるエネルギー・セキュリティの向上や新産業の育成、雇用の拡大、地域経済の活性化に資するものとして、次期通常国会に関係法案を提出する。

#### (配慮事項)

本制度の導入により生じる負担については、その公平性を確保する要請がある一方で、電力多消費産業をはじめとする産業の国際競争力に影響があり得ることにかんがみ、負担と導入の動向を見極めつつ本制度全体の負担総額を軽減・限定するような制度設計を工夫する。

今後、平成 24 年度からの制度導入を目途として、国民各層との十分な対話を行いながら検討を進める。また、制度導入後も柔軟に見直しを行う。

### ○国内排出量取引制度

国内排出量取引制度は、地球温暖化対策の柱である一方で、企業経営への行き過ぎた介入、成長産業の投資阻害、マネーゲームの助長といった懸念があり、地球温暖化対策のための税や全量固定価格買取制度の負担に加えて大口の排出者に新たな規制を課すことになる。

このため、国内排出量取引制度に関しては、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組など）の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う。

### ○地球温暖化問題解決に向けたグリーン・イノベーション加速のための総合戦略

#### (地球温暖化に関する多様な政策の有機的連携)

地球温暖化問題の解決に資する政策は主要 3 施策にとどまらない。革新的な技術開発に対する支援や森林吸収源対策、新たな国際枠組みの構築に向けた外交的取組など、実行すべき対応は多岐にわたる。こうした各種の政策を技術革新により温暖化問題を解決しこれを世界に提示するとの観点から、有機的に連携し実行していかなければならない。

(各主体の積極的取組の促進)

また、産業界、中小企業、農家、生活者、地域なども、地球温暖化問題の解決に向けて主体的な取組を始めている。政府がこうした多様な主体と協力・連携しながら、全員参加型で一体的・効果的な取組を進めていくという視点も重要である。産業界が掲げる自主的な地球温暖化対策への取組や目標の実現に向けて、二国間クレジット制度や、国内クレジット制度などを通じて、政府が支援することも有効な手立てとなる。

(総合的なグリーン・イノベーション戦略の策定)

このため、新成長戦略に掲げた「環境・エネルギー大国戦略」を更に充実させ、総合的なグリーン・イノベーション戦略を策定することとし、国民各層のより深い理解と強い支持を得ながら、政府と国民が協調して、技術革新で新たな地平を切り開き、地球温暖化問題を解決していくこととする。

(森林吸収源対策)

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討する。